

基本目標3

自分らしい生活を送ることができる体制の整備

施策6 認知症ケア体制の充実

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は今後さらに増加することが見込まれており、認知症高齢者に対する支援の充実は、重要な課題となります。

平成27年1月に策定された「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、本市でも認知症施策を推進しています。

加えて、令和5年6月には、認知症の初めての法律となる、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるように、国や自治体が一体となって認知症施策に取り組んでいくことが定められており、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ取り組んでいく必要があります。

市民の認知症に対する理解を深めるための普及啓発活動や認知症当事者からの本人発信を促進するとともに、通いの場の拡充など、認知症の予防につながる取組の推進に努め、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができる社会を目指します。子どもや学生、企業等あらゆる機会をとらえ、認知症サポーター養成講座など、認知症に関する知識の普及啓発やチームオレンジによる支援体制の構築を推進するとともに、若年性認知症の方への支援や、介護者負担軽減のための認知症カフェ等の充実に努めます。また、介護従事者の認知症対応力の向上を図り、効果的な支援と適切なケアを提供できるようにします。

事業名	内 容
認知症サポーター養成講座	・ 認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するために、地域の人たちが認知症について正しく理解し、誰もが認知症の方をあたたく見守ることができるよう、小学校や高校、企業や介護事業所等様々な対象に対し講座を実施して知識の普及を図ります。
認知症サポーターステップアップ講座（認とも養成講座）	・ 認知症サポーター養成講座と認知症予防ボランティア養成講座を受講したオレンジサポーターを対象に、認知症やその疑いのある方の自宅を訪問し、見守りと傾聴を行うための講座を開催します。
認とも派遣事業	・ 認とも養成講座を受講したオレンジパートナーが、認知症やその疑いのある方の自宅を訪問し、見守りと傾聴を行います。

事業名	内 容
認知症カフェ運営事業	・ 認知症の人やその家族、地域の人や専門職等の交流を通し、認知症の理解、介護者の負担軽減を図るため、認知症カフェを開設しています。今後も身近な場所での相談窓口として認知症カフェを実施します。
キャラバン・メイト育成	・ 認知症サポーター養成講座を地域等で開催し、講師役となるキャラバン・メイトの人材育成に努めます。
認知症高齢者見守りネットワーク事業	・ 認知症の一人暮らしや徘徊など認知症の人を地域や関係機関で見守るネットワークを構築します。

	単位	第8期計画			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター数(延べ)	人	11,085	11,770	12,000	12,300	12,600	12,900
オレンジサポーター数	人	92	109	120	120	135	135

《その他の事業》

- ・ 認知症予防ボランティア育成事業（オレンジサポーター）
- ・ 認知症講演会
- ・ 認知症ケアパス（認知症ガイドブック）の普及・啓発
- ・ 認知症家族介護教室
- ・ 図書館での認知症予防コーナー



図書館の認知症予防コーナー



認知症サポーター養成講座

2 認知症支援体制の整備

認知症に対する支援については、本人やその家族に対する支援に係る事業及び地域づくりを中心とした事業の展開が重要であり、認知症予防、早期診断・早期対応を行うための医療体制の充実、認知症介護従事者の質の向上など、認知症の各ステージに即した事業展開が必要となります。

軽度認知障がいに関する知識の普及啓発を進めるとともに、早期発見及び家族等からの相談に適切に対応できるよう、地域、医療、介護の連携のネットワーク体制を強化します。

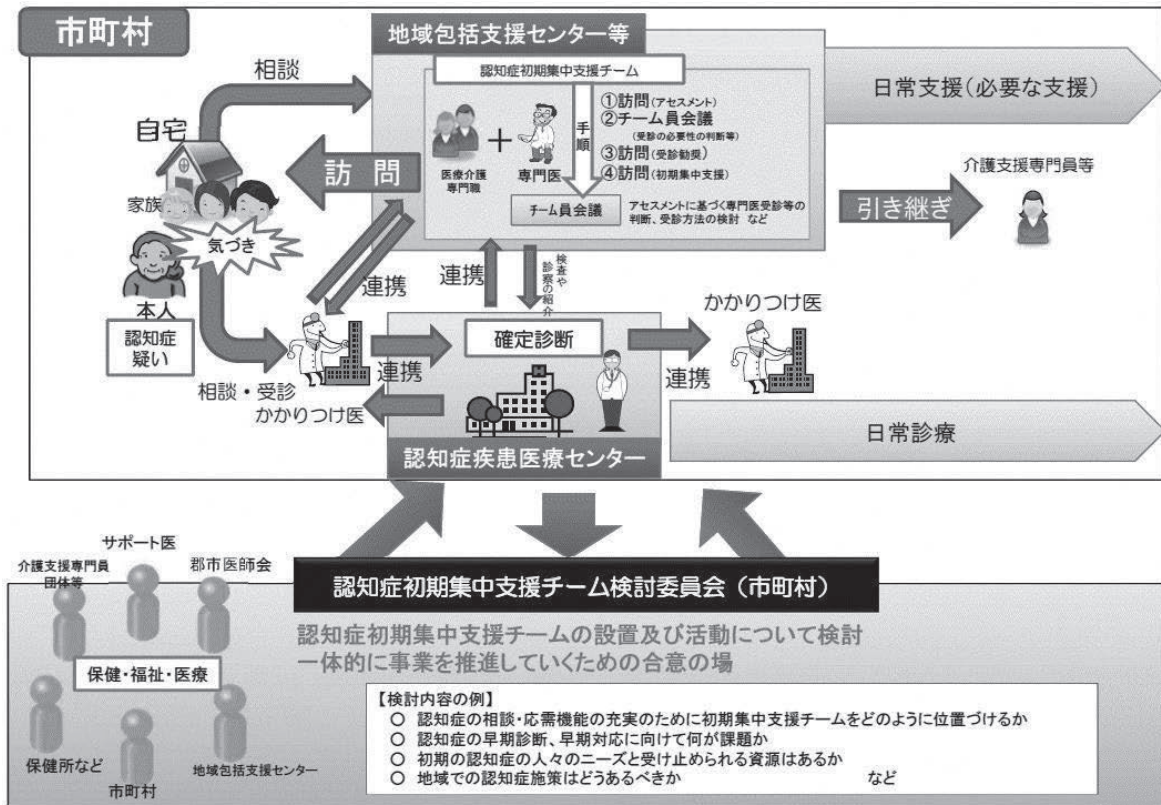
さらに、認知症の症状に応じた適切な医療や介護等を受けられる体制づくりや、地域での気づき、介護者への支援も含めて今後取り組みます。

事業名	内 容
認知症初期集中支援推進事業	必要な医療や介護の導入・調整や家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うため、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症初期集中支援チーム検討会」を組織し、実施します。増加している認知症ケース対応の一つの支援体制として今後も医療介護の連携を図っていきます。
医療・介護等の早期診断、早期対応の連携体制	- 認知症の早期発見、診断や対応の重要性について、医療、介護関係機関等と連携を図りながら啓発活動を行います。 - 医療機関への受診が円滑になるよう、認知症疾患医療センターと連携します。また、早期介入のために地域のサロン等での基本チェックリストを実施します。
徘徊高齢者への対応	- 安全安心な在宅生活を推進する上で、認知症による徘徊高齢者を早期に発見できるよう、地域での見守り体制を構築します。 - 徘徊高齢者位置探知システム助成（GPS）を行います。 - 徘徊高齢者QRコード利用事業を行います。
認知症の人とその家族への支援	- 認知症疾患医療センターと連携し、認知症家族介護教室や認知症個別相談会を開催し、認知症の人とその家族への支援を行います。 - 本人ミーティングを実施し、在宅生活の支援を検討します。
認知症地域支援推進員配置	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターへ配置し、医療、介護、地域等と連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。
チームオレンジ等の整備	認知症地域支援推進員と認とも養成講座を受講したオレンジパートナーが支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジの体制整備を推進します。

《その他の事業》

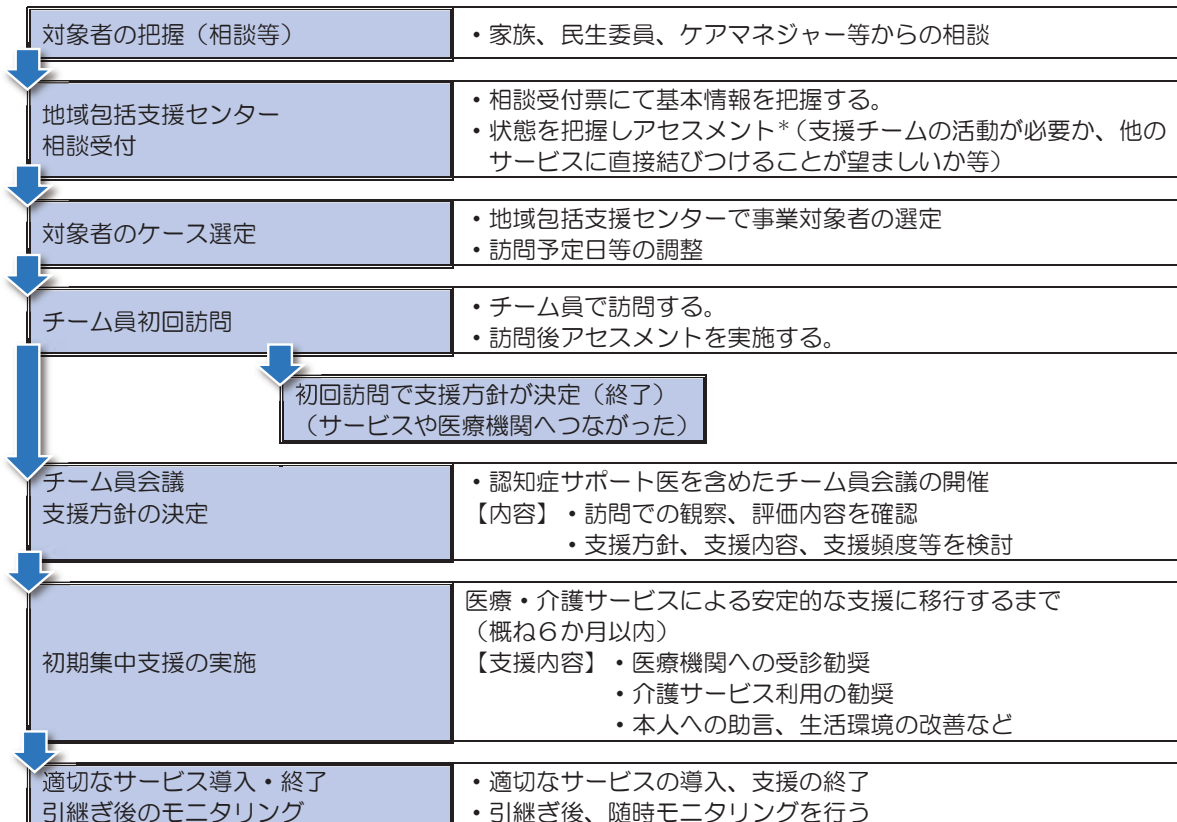
- ・地域ケア会議（かかりつけ医、認知症サポート医、介護サービス事業等の関係職による個別検討会）
- ・一人暮らし等の高齢者訪問事業
- ・特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健診の受診勧奨（再掲）
- ・多職種協働研修会の開催（事例検討会・勉強会など）

認知症初期集中支援チームの概念図



資料：厚生労働省

真岡市認知症初期集中支援チームのフロー



施策7 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化

1 地域包括支援センターの機能強化

「地域包括支援センター」は、地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援することを目的に公平・中立な立場の中核機関として設置されており、地域における①総合相談支援、②介護予防ケアマネジメント、③包括的・継続的マネジメント支援、④権利擁護という4つの機能を担っています。地域支援事業の充実を図る上では、地域包括支援センターの機能を高めていくことが必要であり、行政と一体となった効果的な運営が求められています。また、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等により、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

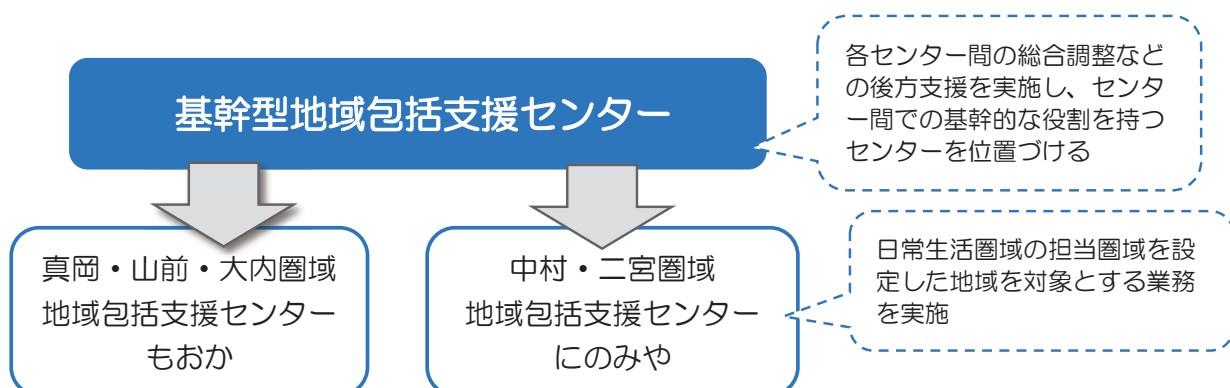
このような背景を踏まえ、地域包括支援センターの業務負担軽減や業務効率化を図り、様々なニーズに対応できる体制を整備することが求められています。

今後、地域包括支援センターと一体となって地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進していくため、地域包括支援センターの機能や運営体制等を検討し、体制強化を図ります。

①地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくために包括的な支援を行います。基幹型・地域型2か所の地域包括支援センターを設置し、機能強化を図っています。今後も身近な相談機関として利用できるよう、地域包括支援センターを広く周知していくとともに、高齢化の進展等に伴う業務量の増加及び役割に応じた人員、体制の強化を図り、効率的・効果的な運営を目指します。

地域包括支援センター機能及び運営体制イメージ

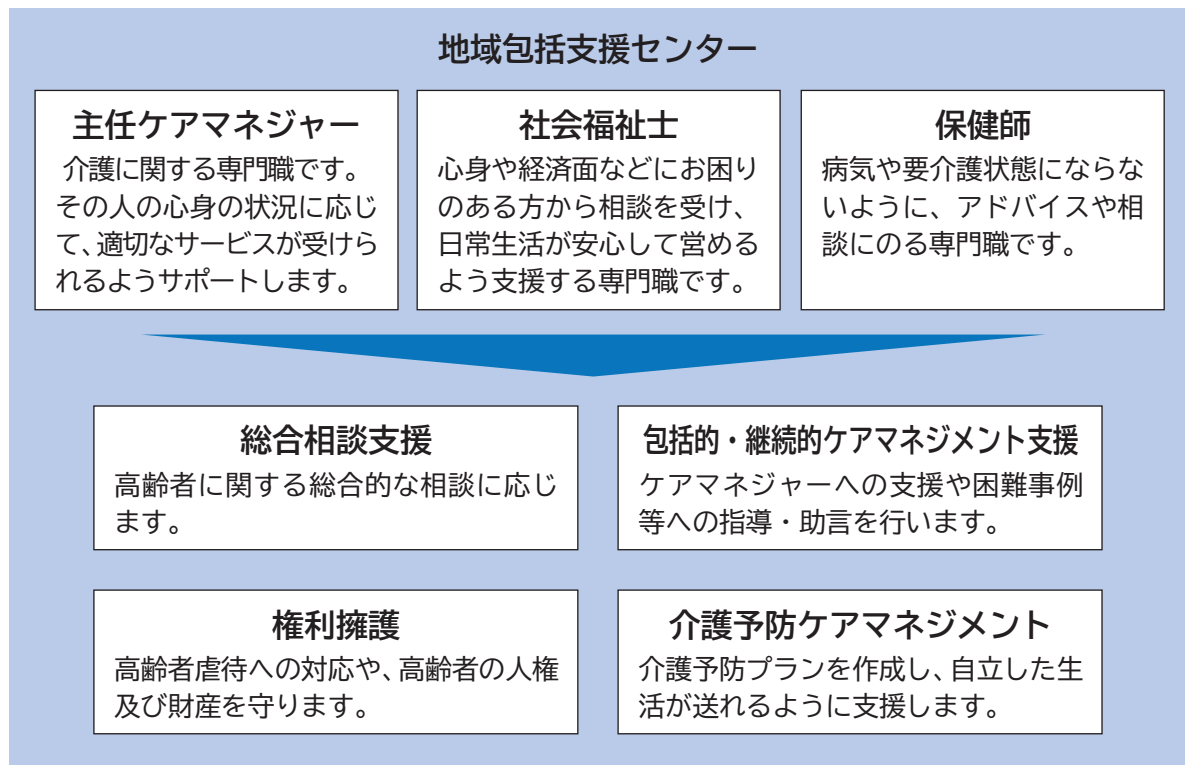


②地域包括支援センターの包括的支援事業の充実

2か所の地域包括支援センターにおいて各事業の充実を図り、高齢者の地域生活を支援します。また、重層的支援体制整備事業について、市における検討状況を踏まえつつ、当事業と連携したスムーズな相談支援の実現に努めます。

事業名	内 容
総合相談支援事業	・地域包括支援センターでは、地域の高齢者やその家族からの各種相談に対して、専門職が幅広く支援します。地域における関係機関や支援者と連携を十分に図り、多様な問題を抱えたケースの相談にも対応できるよう体制を整備します。
介護予防ケアマネジメント	・介護予防プランを作成し、自立した生活が送れるように支援します。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	・ケアマネジャーへの指導・相談、助言等を行います。支援困難事例等に関しては、地域の関係機関と連携した支援や検討会を実施します。

【地域包括支援センターの業務】



施策8 権利擁護の充実

1 成年後見制度の利用促進

認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に必要な取組です。

しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、十分な広がりが見られません。こうした状況から、国では平成28年5月に「成年後見制度利用の促進に関する法律」を施行し、これまでの取組と、さらなるノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとされ、県や市町村に対し、必要な制度利用に関する促進体制の整備が明示されました。

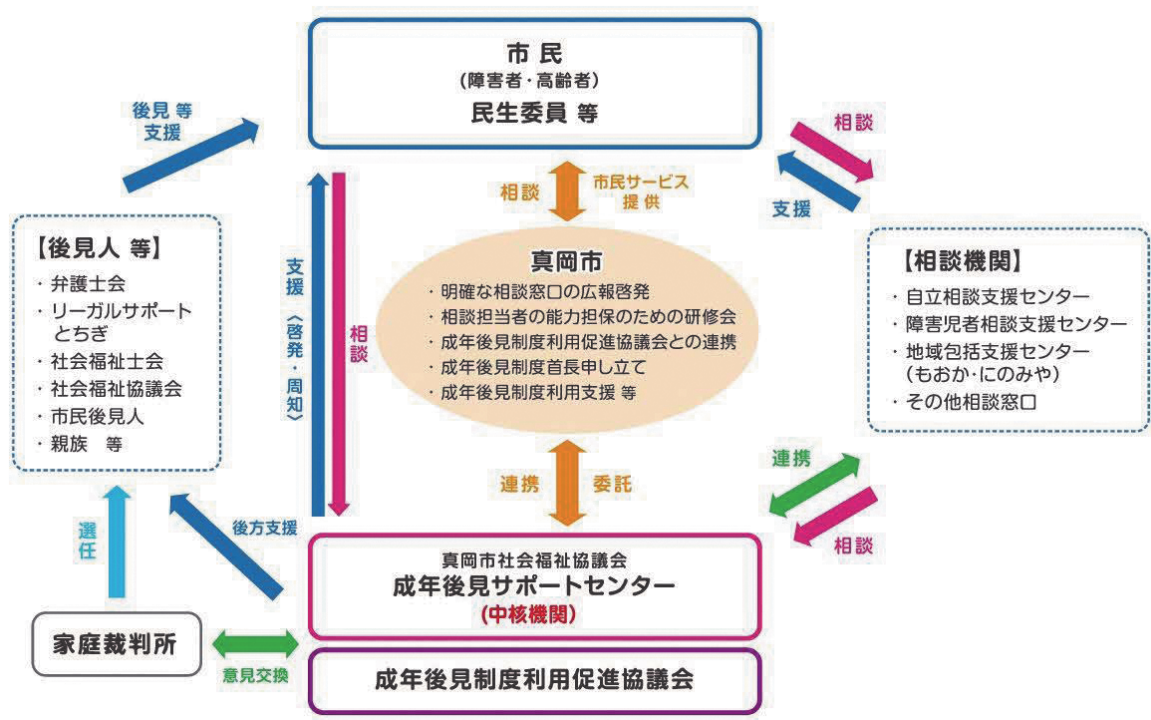
本市においても誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、令和3年度に設置した成年後見サポートセンターを中核機関として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを図り、利用者がメリットを実感できる運用を行います。

事業名	内 容
権利擁護事業	・ 高齢者やその家族から権利擁護の相談を受け付けます。 ・ 早期発見・見守りのための地域ネットワークづくりに取り組みます。 ・ 成年後見制度の利用困難者について、市長申立てに向けた支援を行います。 ・ 成年後見制度利用促進のため中核機関を設置し、適正な制度利用のための相談支援体制等の構築、周知を図ります。
成年後見サポートセンター事業（中核機関）	・ 成年後見制度の広報・啓発及び研修会を実施します。 ①パンフレット・チラシ等を関係機関に設置 ②出前講座等により成年後見サポートセンターの紹介や成年後見制度の説明 ③関係機関に対する研修会等 ・ 権利擁護・成年後見制度利用に関する相談を受け付けます。 ①相談窓口のほか、専門職による相談会の開催 ・ 成年後見制度利用支援を行います。 ①日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 ②受任者調整等の支援 ・ 後見人支援を行います。 ①定期的なケース会議の開催 ・ 市民後見人の養成について、専門職の意見を聴きながら検討します。 ・ 関係機関・専門職の協力のもと、地域連携ネットワークの充実など成年後見制度利用促進の取組をさらに進めます。

《その他の事業》

- ・ シニアのための知っとく講座

真岡市成年後見サポートセンターのイメージ図



2 高齢者虐待防止の強化

「高齢者虐待」は、暴力的な行為（身体的虐待）だけではなく暴言や無視、いやがらせ（心理的虐待）、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄・放任）や、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為（経済的虐待）が含まれ、その防止の強化が求められています。

高齢者虐待をより早く的確に発見し、関係機関の連携による適切な支援が展開できるよう、地域包括支援センターを中心に、高齢者の虐待防止及び早期発見・対応のためのネットワークの充実を図るとともに、地域住民や関係機関の高齢者虐待防止に関する関心や意識を高めていくための普及啓発を実施します。



高齢者虐待研修会